

心身に障がい等のあるかたに係る自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免制度のしおり【令和4年4月改訂版】

鳥取県では、心身に障がい等のあるかたに係る自動車について、一定の要件に該当する場合は自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を行っています。

軽自動車の場合、軽自動車税環境性能割のみの手続きです。軽自動車税種別割は、市役所又は町村役場で減免等の手続きを行ってください。なお、要件や必要書類、手続方法は県と異なりますので、市役所又は町村役場にお問い合わせください。

減免が受けられる手帳及び障がいの範囲

⇒ 4ページの表をご覧ください。

減免の対象となる自動車

	本人運転	生計同一者・常時介護者（※）運転
自動車の所有者	心身に障がい等のあるご本人	心身に障がい等のあるご本人又は生計を一にするかた（常時介護者運転にあっては、心身に障がい等のあるご本人）
※自動車検査証の所有者欄（売主が所有権を持っている場合は使用者欄）に記載があるかた		
使用目的	特に問いません (専ら本人が運転するものであること)	専ら心身に障がい等のあるかたの通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため
減免額（上限額）	自動車税種別割・・・4万5千円 自動車税環境性能割・・・250万円×税率	
その他	運転免許証に「免許の条件」が付されているかたは、免許の条件（総重量制限、構造変更等）に適合する自動車についてのみ減免を受けることができます。	自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は、減免を受けることができません。

（※）常時介護者…心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯（単身世帯を含む。）又は心身に障がい等のあるかたと18歳未満のかたのみで構成される世帯において、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、心身に障がい等のあるかたのために自動車の運転を行っている者又は見込みのある者

申請手続き（現在所有している自動車の場合）

⇒ 2ページをご覧ください。

申請手続き（新たに自動車を取得する場合）

⇒ 3ページをご覧ください。

注意事項

- 減免を受けることのできる自動車（軽自動車、自動二輪車等を含む。）は、心身に障がい等のあるかた1人につき1台までです。
- 減免を受ける自動車を変更しようとする場合には、原則として既に減免等を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更登録）が必要です。
- 既に自動車税種別割の減免を受けている場合、同一年度において買い替え等により自動車税種別割の減免を受けることができるのは、原則として1回までです。
- 自動車税環境性能割の減免を受けた場合、当該減免を受けた自動車の取得の日から2年間（新車新規登録の場合は3年間）は買い替え等により新たな減免を受けることができません。